

宮城県公報

宮 城 県
（総務部 情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

条 例

- 手数料条例の一部を改正する条例（二件）
（財政課） 一
- 宮城県条例の一部を改正する条例
（税務課） 二
- 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
（同） 四
- 災害弔慰金等支給審査会条例を廃止する条例
（復興・危機管理総務課） 四
- 太陽光発電施設の設置等に関する条例
（再生可能エネルギー室） 五
- 環境影響評価条例の一部を改正する条例
（環境対策課） 八
- 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
（社会福祉課） 一〇
- 野営場条例の一部を改正する条例
（観光政策課等） 一〇
- 県営住宅条例の一部を改正する条例
（住宅課） 一一
- 特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
（同） 一一

ページ

条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百九十一の項中「第五項」を「第七項」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項イ中「長期優良住宅の普及の促進に

関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第二条第一項に規定する添付図書として」及び「。以下「住宅品質確保法」という。」を削り、「第六条の二第三項に規定する」を「第六条の二第五項の」に改め、「（以下この項及び次項において「確認書」という。）及び「同条第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅普及促進法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された住宅品質確保法第五条第一項に規定する」を削り、「（以下この項及び次項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの写しを」又はこれらの写し（以下この項及び次項において「確認書等」という。）に改め、「（以下この項において「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出する場合」という。）を削り、同項イロ中「を同時に行われる認定の申請の件数で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）」を削り、「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを」を「確認書等」に改め、同項ニ中「し、又は」を「若しくは」に改め、「しよ」とする場合」の下に「又は長期優良住宅（長期優良住宅普及促進法第二条第五項に規定する「長期優良住宅」をいう。以下この項及び次項において同じ。）として維持保全を行おうとする場合」を加え、同項ニイ中「確認書又はその写し」を「確認書等」に改め、同項ニロ中「を同時に行われる認定の申請の件数で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）」を削り、「確認書又はその写し」を「確認書等」に改め、同表二百九十二の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項一イ(2)中「を同時に行われる認定の申請の件数で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）」を削り、同項一ロ中「し、又は改築しようとする」を「若しくは改築しようとする場合又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする」に改め、同項一ロ(2)中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「を同時に切り上げた額」を削り、同項ニイ(1)中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第八条に規定する添付図書のうち変更に係るものとして確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを」を「確認書等」に改め、「（以下この項において「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出する場合」という。）を削り、同項ニイ(2)中「を同時に行われる認定の申請の件数で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）」を削り、「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを」を「確認書等」に改め、同項ニロ中「し、又は改築しようとする」を「若しくは改築しようとする場合又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする」に改め、同項ニロ(1)中「確認書又はその写し」を「確認書等」に改め、同項ニロ(2)中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「を同時に行われる認定の申請の件数で除して得

せて」を削り、同条第四項中「第五十七条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

附則第十六条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(法附則第三十三条の二第二項各号に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、第二十三条及び第二十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

附則第二十一条の三第一項中「次条第二項」を「附則第二十一条の四第二項」に、「前条から次条まで」を「この条、前条及び附則第二十一条の四」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「法第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、

同条第四項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。))」を「確定申告書」に改め、「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。))」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。))」を加える。

附則第二十五条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改める。

附則第二十九条第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の四の二及び」を「附則第五条の四の二第二項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、

同項及び同条第二項並びに附則第二十五条第二項」を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは「令和三年」とあるのは、「」に改め、同項を同条第一項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条第一項、第六十条第九項及び第十項の改正規定並びに附則第五条の四の二第二項及び附則第二十一条の三第一項の改正規定 公布の日

二 第二十九条の三の見出し及び第二十九条の四の見出しの改正規定、附則第五条の四の二第一項、附則第二十五条第二項及び附則第二十九条の改正規定並びに附則第二項から第五項までの規定 令和五年一月一日

三 附則第十六条の二第二項、附則第二十一条の四第一項及び第四項の改正規定並びに附則第六項の規定 令和六年一月一日

四 附則第十一条第二項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。附則第五条の四の二第一項及び第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)) 第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。第五項において「新租税特別措置法」という。)) 第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第五項において同じ。))を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(第四項及び第五項において「旧租税特別措置法」という。)) 第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第四項及び第五項において同じ。))を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第二十五条第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。第五項において「新震災特例法」という。))

第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第五項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第五項において「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第五項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における改正前の宮城県条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第二十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第五条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第二十九条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の宮城県条例の規定中個人の県民税に関する部分、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に對

して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年七月十二日

○宮城県条例第三十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「以後二年」を「以後三年」に改める。
第三条中「二年」を「三年」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除等の適用を受けようとする者に係る新条例第四条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

災害弔慰金等支給審査会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

災害弔慰金等支給審査会条例を廃止する条例

災害弔慰金等支給審査会条例（平成二十三年宮城県条例第九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年八月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
 別表宮城県災害弔慰金等支給審査会の委員の項を削る。

太陽光発電施設の設置等に関する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

太陽光発電施設の設置等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設(その全部を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。)で合計出力が五十キロワット以上のもの(増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。)をいう。

二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。

三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。

四 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。

五 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

六 設置規制区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であつて規則で定めるものをいう。

七 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第四条 第五条ただし書の許可を申請しようとする者又は第十条の規定による届出をしようとする者(以下「設置許可申請者等」という。)は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者その他規則で定める者(以下「地域住民等」という。)に対し、太陽光発電事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

(設置規制区域内への設置)

第五条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可(以下「設置許可」という。)を受けた場合は、この限りでない。

(設置規制区域内における設置許可)

第六条 知事は、設置許可の申請があつた場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

2 知事は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。

3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。

4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなつたときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第十条の規定による届出があつたものとみなす。

(変更許可)

第七条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。

（設置許可に係る工事の着手等の届出）

第八条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。

二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

（設置許可の取消し）

第九条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。

三 第六条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

四 第十八条の規定による命令に違反したとき。

（事業計画の届出）

第十条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を知事に届け出なければならない。

（事業計画の変更）

第十一条 前条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（維持管理等）

第十二条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」

という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。

5 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

（地位の承継）

第十三条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第十条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。

5 前条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。

（廃止の届出）

第十四条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(指導及び助言)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十七条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をしようとする勧告をすることができる。

一 設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は虚偽の申請により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 正当な理由なく第十五条の規定による指導に従わなかったとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第十八条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第十九条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第十七条第一項

に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第二十条 太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等に関し、市町村の条例の規定による手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、当該市町村の全部又は一部の区域における手続等については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 設置許可又は変更許可を受けず、又は虚偽の申請により太陽光発電施設の設置をした者

二 第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第五条から第十三条まで（第十二条第一項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

(既存施設の変更許可)

3 既存施設を管理する事業者（以下「既存事業者」という。）は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した

場合にあっては、この限りでない。

4 第四条から第九条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可について、第十二条、第十三条、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第三項、第九条第一号及び第二号、第十四条第二項並びに第十七条第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第四項において準用する第七条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

5 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要(次項において「既存事業概要」という。)を知事に届け出なければならない。

6 事業区域の全部が設置規制区域外にあり、かつ、施行日前に規則で定める書類を知事に提出した者は、既存事業概要の届出を行ったものとみなす。

7 附則第五項の規定により届出を行った者(前項の規定により届出を行ったものとみなされる者を含む。附則第十二項において同じ。)が当該届出の内容を変更しようとするとき(附則第三項本文の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。)は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

8 第十一条の規定は、前項の届出について準用する。

(既存施設の維持管理等)

9 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設及び事業区域(以下この項及び次項において「既存施設等」という。)の維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い、当該既存施設等の維持管理等を行わなければならない。

10 第十二条第三項及び第四項の規定は前項の計画について、同条第五項の規定は既存施設等について、それぞれ準用する。

11 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を知事に届け出なければならない。

(既存事業者の地位の承継)

12 附則第五項の規定により届出を行った者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(準備行為)

13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 技術指針(第四条)」を「第二章 技術指針(第四条)」に、

第二章の二 方法書作成前の手続(第四条の二)」を「第二章の二 方法書作成前の手続(第四条の二)」に、

「環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続(第五十五条)」を「環境影響評価法の対象事業に係る手続(第五十五条・第五十五条の二)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 方法書作成前の手続

(方法書作成前の手続)

第四条の二 事業者は、次条及び第二十五条の規定による環境影響評価方法書を作成する前に、知事及び事業に係る環境影響を受けるおそれのある市町村の長(第三項において「市町村長」という。)に対し、規則で定めるところにより作成した事業計画概要書(以下「概要書」という。)を送付しなければならない。

2 知事は、概要書の送付があったときは、法令(条例及び規則を含む。)の規定による免許、特許、許可、認可、承認その他の行為であって規則で定めるもの(以下「免許等」という。)のうち知事が所管する当該事業に係るものを行う者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業者は、市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、規則で定める事項を協議しなければならない。

4 事業者は、前項の規定による協議の内容を踏まえ、規則で定めるところにより、地域住民に対し、概要書の記載事項を周知するとともに、環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

第五条に次の一項を加える。

2 事業者は、前条第三項及び第四項の規定により徴した意見に配意した上で、第一種事業方法書を作成しなければならない。

第六条第二項中「法令(条例及び規則を含む。)」の規定による免許、特許、許可、認可、承認その

他の行為であつて規則で定めるもの（以下「免許等」という。）を「免許等」に改める。

第七条中「公告の」を「当該公告の」に改める。

第七條の二の見出し中「説明会」を「第一種事業方法書についての説明会」に改める。

第十五条中「公告の」を「当該公告の」に改める。

第十六條の見出し中「説明会」を「第一種事業準備書についての説明会」に改め、同条第一項中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改め、同条第二項中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改め、同条第二項中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改め、同条第二項中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改める。

第十九條の見出し中「公聴会」を「第一種事業準備書についての公聴会」に改め、同条第一項中「認められた」を削る。

第二十三條中「公告の」を「当該公告の」に改める。

第二十五條に次の一項を加える。

2 事業者は、第四条の二第三項及び第四項の規定により徴した意見に配意した上で、第二種事業方法書を作成しなければならない。

第三十一條の次に次の五條を加える。

(第二種事業準備書についての公告及び縦覧)

第三十一條の二 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、第二種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第二種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第二種事業準備書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(第二種事業準備書についての説明会の開催等)

第三十一條の三 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第二種事業関係地域内において、第二種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第二種事業準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第一種事業関係地域内に第二種事業準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第二種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七條の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が第二種事業準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十一條の三第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第三十一條の二」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十一條の三第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見書の提出)

第三十一條の四 第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第三十一條の二の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に關し必要な事項は、規則で定める。

(第二種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第三十一條の五 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第二種事業関係市町村長に対し、第三十一條の三第一項の規定により開催した説明会の概要を記載した書面、前条第一項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写しを送付しなければならない。

(第二種事業準備書についての公聴会の開催等)

第三十一條の六 知事は、事業者に対し第三十一條の四第一項の意見書の提出があつた場合において、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、聴いた意見の概要を記載した書類を事業者及び第二種事業関係市町村長に通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。

第三十二條第一項中「前条第一項の第二種事業準備書及び第二種事業要約書」を「第三十一條の五の書類及び意見書の写し」に改め、同条第二項中「第二十七條第二項」を「第十条第二項」に、「前条第一項」を「前条」に改め、「準用する前項」の下に「と」、「前条の書類及び意見書の写しに記載された意見」とあるのは「第三十一條の五の書類及び意見書の写しに記載された意見並びに事業者の見解並びに第三十一條の六第二項の意見」を加える。

第三十三條中「勘案して、」を「勘案するとともに、第三十一條の四第一項の意見に配意して」に改める。

第三十五條及び第四十四條中「公告の」を「当該公告の」に改める。

第四十五條第一項中「、対象事業の工事に着手した後」を削り、「実施し」の下に「、若しくは実施しようとし」を加える。

第四十六條に次の一項を加える。

5 知事は、事業者が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事業に係る免許等を行う者にその旨を通知するものとする。

第八章の章名中「に規定する知事の意見」を「の対象事業」に改め、同章中第五十五條の次に次の一条を加える。

(法対象事業着手後の手続)

第五十五条の二 法第三十八条の二第一項に規定する事業者(法第二条第四項に規定する対象事業のうち、県の区域内で実施されるものに係る者に限る。)は、法第三十八条の三第一項の規定により法第三十八条の二第二項に規定する報告書を公表したときは、速やかに知事及び法第十五条に規定する関係市町村長にこれを送付しなければならない。

第五十六条中「若しくは準備書説明会」を、「第一種事業準備書説明会若しくは第二種事業準備書説明会」に改める。

第六十三条を第六十四条とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録による作成等)

第六十三条 事業者は、作成、保存、縦覧その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものについては、規則で定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第二項の規定により対象事業となる事業であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に同法第三条の四第一項又は同法第六条第一項の規定による送付があつたものについては、この条例による改正後の環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第五十五条の二の規定は、適用しない。

3 新条例の規定により環境影響評価の対象事業となる事業であつて、施行日前に改正前の環境影響評価条例第六条第一項又は同条例第二十六条第一項の規定による送付があつたものについては、新条例第二章の二、第三十一条の二から第三十一条の六まで及び第四十五条の規定は、適用しない。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十五年宮城県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。
表石巻市の項中「三百七十人」を「三百六十九人」に改め、同表塩竈市の項中「百二十人」を「百二十一人」に改め、同表白石市の項中「百七人」を「百八人」に改め、同表名取市の項中「百三十四人」を「百三十五人」に改め、同表多賀城市の項中「九十三人」を「百人」に改め、同表岩沼市の項中「八十八人」を「八十九人」に改め、同表栗原市の項中「二百七十五人」を「二百七十六人」に改め、同表富谷市の項中「七十一人」を「七十二人」に改め、同表柴田郡大河原町の項中「五十四人」を「五十六人」に改め、同表柴田郡柴田町の項中「七十九人」を「八十三人」に改め、同表柴田郡川崎町の項中「三十四人」を「三十五人」に改め、同表亶理郡亶理町の項中「七十人」を「七十二人」に改め、同表遠田郡美里町の項中「五十九人」を「六十一人」に改め、同表牡鹿郡女川町の項中「三十一人」を「三十人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

野宮場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

野宮場条例等の一部を改正する条例

(野宮場条例の一部改正)

第一条 野宮場条例(昭和四十八年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「に掲げる場合にあつては身体障害者手帳、同項第四号に掲げる場合にあつては療育手帳、同項第五号に掲げる場合にあつては精神障害者保健福祉手帳」を、「、第四号又は第五号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(これらの手帳と同等のものとして知事が別に定めるものを含む。)」に改める。

(美術館条例の一部改正)

第二条 美術館条例(昭和五十六年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「精神障害者保健福祉手帳」の下に「(これらの手帳と同等のものとして知事が別に定めるものを含む。)」を加える。

(歴史博物館条例の一部改正)

第三条 歴史博物館条例(平成十一年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「精神障害者保健福祉手帳」の下に「(これらの手帳と同等のものとして知事が

別に定めるものを含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

県営住宅条例の一部を改正する条例

第六条第一項第一号中「。」の下に「又は児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第

二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。以下同じ。）若しくは親族に準ずる者として知事が定めるもの（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。以下「同居親族等」という。）を加え、同条第二号及び第三号中「と現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第六条の二第二項中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族等」に改め、同項第五号中「又は口」を「からハまで」に改め、同号イ中「又は」を「」に、「保護が」を「婦人保護施設における保護又は児童福祉法第二十三条第一項の規定による母子生活支援施設における保護が」に改め、同号に次のように加える。

ハ 配偶者からの暴力の被害を受けている旨の婦人相談所等による証明書（これと同等のものとして知事が別に定めるものを含む。）の発行を受けている者

第八条中「寡婦」を「配偶者のない者」に改める。

第十一条第一項中「親族」を「親族等（親族又は児童若しくは親族に準ずる者として知事が定めるものをいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「親族」を「親族等」に改める。

附則第七項中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る県営住宅の入居者の

資格については、改正後の県営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の県営住宅条例第五条各号に掲げる事由がある場合において同日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る県営住宅の入居者の資格についても、同様とする。

特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

特定公共賃貸住宅条例（平成七年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「施行規則」を「省令」に、「第一条第三号」を「第一条第四号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 同居親族等 省令第一条第一号に規定する同居親族等をいう。

第四条第一号及び第三号並びに第八条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第十条第一項及び第二項中「施行規則」を「省令」に改める。

第十九条中「親族」を「親族等（親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）又は児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第二十二条中「親族」を「親族等」に改める。

第二十三条及び第二十五条第一項第六号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第二十六条の二中「すべて」を「全て」に改め、同条各号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第二十六条の八中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第二十八条の二中「する親族」を「する親族等」に、「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第二十八条の三中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。